

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年11月1日(2023.11.1)

【公開番号】特開2023-126701(P2023-126701A)

【公開日】令和5年9月7日(2023.9.7)

【年通号数】公開公報(特許)2023-169

【出願番号】特願2023-120235(P2023-120235)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月24日(2023.10.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の抽選契機によって抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する遊技機において、

前記遊技機には、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、

前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、

前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、

前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、

前記銅箔控え距離と前記レジスト控え距離を比較すると前記銅箔控え距離の方が長く、前記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁の間に設けられ、

前記銅箔控え距離および前記レジスト控え距離に基づく前記銅箔および前記白色のソルダレジストの位置関係は、前記演出基板の表面側だけでなく裏面側にも設けられ、

前記演出基板には円弧状の切り欠きが設けられており、前記白色のソルダレジストの端縁は前記切り欠きから所定距離離れて同心円状に設けられ、

前記銅箔の端縁も前記切り欠きから前記所定距離より大きい特定距離離れて同心円状に設けられる

30

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

遊技機として、所定の装飾形状に形成されている透明な前方体の後に、複数のLEDが実装されている演出基板を有した装飾ユニットを備えたものが提案されている（例えば、

40

50

特許文献 1)。――

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

しかしながら、特許文献 1 の技術には、改良の余地があり、演出基板による演出を十分に実行することができなくなり、遊技者を楽しませることができなくなることで、遊技者の興趣を低下させてしまう恐れがあった。

10

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

20

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、演出基板による演出を充分に実行でき、遊技者の興趣の低下を抑制させることができ可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の請求項 1 は、――

30

「所定の抽選契機によって抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する遊技機において、――

前記遊技機には、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、――

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、――

前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、――

前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、――

前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、――

前記銅箔控え距離と前記レジスト控え距離を比較すると前記銅箔控え距離の方が長く、前記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁の間に設けられ、――

前記銅箔控え距離および前記レジスト控え距離に基づく前記銅箔および前記白色のソルダレジストの位置関係は、前記演出基板の表面側だけでなく裏面側にも設けられ、――

前記演出基板には円弧状の切り欠きが設けられており、前記白色のソルダレジストの端縁は前記切り欠きから所定距離離れて同心円状に設けられ、――

前記銅箔の端縁も前記切り欠きから前記所定距離より大きい特定距離離れて同心円状に設けられる――

ことを特徴とする遊技機。」である。

50

また、本発明とは別の発明として、以下の手段を例示する。

手段1：遊技機において、

「遊技球が流下可能な遊技領域が形成される遊技パネルを有する遊技盤を備えた遊技機において、

前記遊技盤は、

前記遊技パネルに形成された開口に前方から装着される枠状のセンターフレームと、

該センターフレームに取付けられており所定の装飾が施されている装飾体と、
を備え、

該装飾体は、

前記センターフレームの枠内に延出してあり、該センターフレームの後端よりも前方に 10
設けられている後装飾部と、

該後装飾部における少なくとも一部の前方に重なるように設けられている前装飾部と、
を有している」ものであることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

このように、本発明によれば、遊技者の興趣の低下を抑制させることが可能な遊技機を 20
提供することができる。